

( 外交防衛委員会 )

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表 ( 日本国の譲許表 ) の修

正及び訂正に関する二千九百九十九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

( 閣条第一二号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する我が国の譲許表 ( 以下「我が国の譲許表」という。 ) の現行の品目分類は、一九九六年 ( 平成八年 ) に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」 ( 以下「統一システム条約」という。 ) の品目表に沿って行われている。

統一システム条約の品目表は、技術革新による新製品の登場、国際貿易の態様の変化、品目分類の明確化、取引量の把握の必要性等を理由として累次にわたって改正されてきており、二〇〇二年 ( 平成十四年 ) 一月一日に効力を生じた統一システム条約の改正 ( 以下「HS二〇〇二」という。 ) では、約三八〇箇所が改正された。統一システム条約の締約国である我が国は、我が国の関税率における品目表及び統計品目表を同改正に適合させるため、関税率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類を改正した。これに伴い、我が国

の譲許表の品目分類をHS二〇〇二に適合させることが求められている。

このため、我が国の譲許表の修正及び訂正案が、世界貿易機関（WTO）事務局から二〇〇八年（平成二十年）八月に全てのWTO加盟国に通報され、同年十一月二十九日に全ての加盟国によって承認されたことを受け、二〇〇九年（平成二十一年）六月十五日にこの確認書が作成された。

この確認書は、前文、本文及び末文並びにこの確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、一九九一年（平成三年）十月八日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

二、この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が国内手続完了後にWTO事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

三、我が国の譲許表の品目分類をHS二〇〇二に適合させるため、我が国の譲許表及びその附属書をそれぞれ修正及び訂正する。